

令和2年4月7日

関係者各位

三島市計画まちづくり部建築住宅課
課長 神山 正己

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
建築基準法等に基づく窓口業務の実施について

日頃より、三島市の建築行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染予防のため、建築基準法に関する各種手続きのほか、長期優良住宅、リサイクル法等の申請書類の受付等について、下記のとおり郵送による対応を行いますので活用いただきたいと思います。

また、事前調査等の対応についても、電話、FAX、電子申請等での対応を行いますので併せてご活用ください。

記

1. 事前調査について

窓口で実施していた建築基準法等に係るお問い合わせにつきましては、電話、FAX、しずおか電子申請サービス、メールで対応します。

電話：055-983-2644 建築住宅課建築指導係

FAX：055-973-6722

メール：kenjyuu@city.mishima.shizuoka.jp

しずおか電子申請サービス：

<https://www.shinsei.elg-front.jp/shizuoka2/uketsuke/dform.do?id=1552879795347>

2. 情報公開について

窓口で問い合わせの多い事項について、市のホームページで公開を始めましたのでご活用ください。

建築基準法における道路の扱い

三島市ホームページにて「指定道路図」を公開中。画面の地図をクリックするとPDFの図面が表示されます。<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn038522.html>

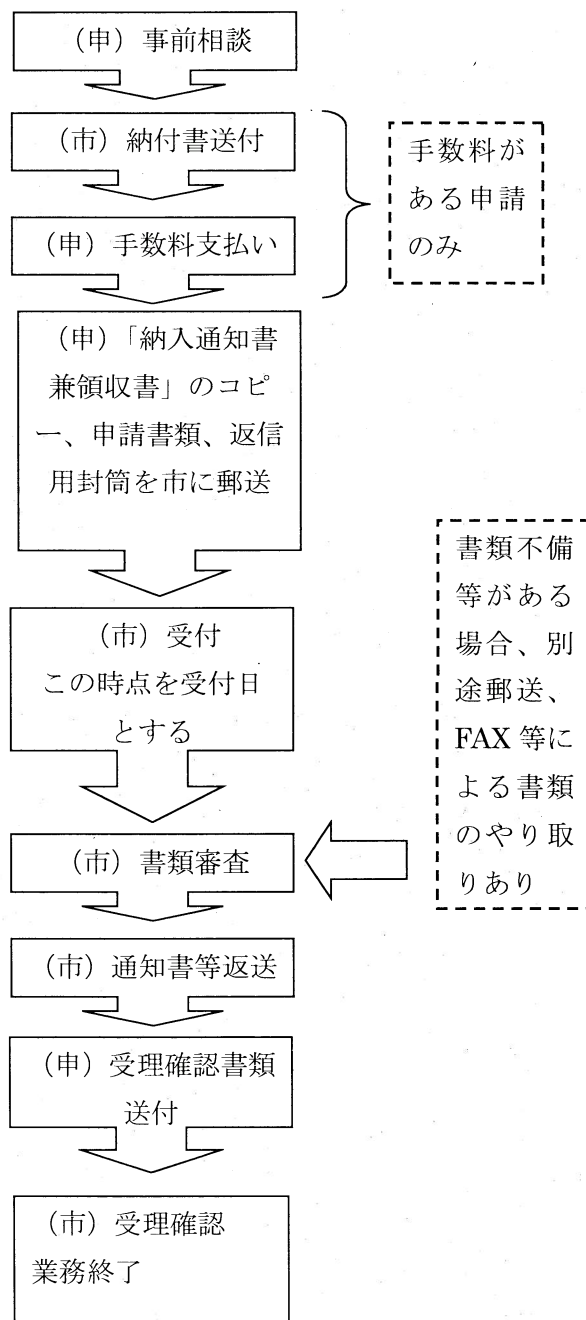
3. 申請手数料について

市から納付書を送りますので事前に問い合わせください。納付書が届きましたら金融機関等で納付いただき、「納入通知書兼領収書」のコピーを添付の上、申請書類、返信用封筒を市に郵送してください。返信に係る郵送料は申請者負担でお願いします。

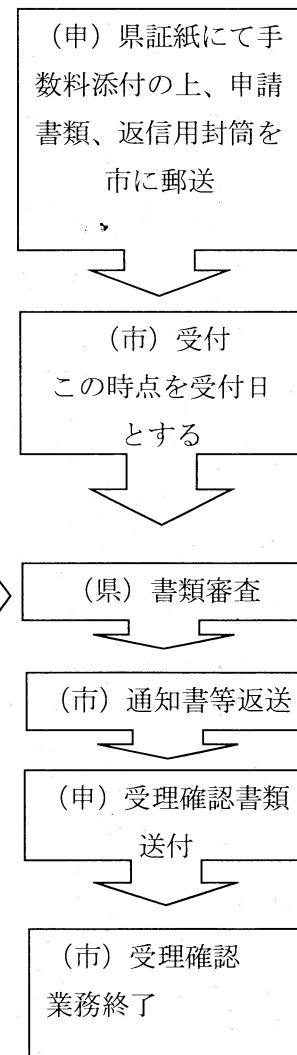
静岡県宛の申請については、県証紙を添付した申請書類、返信用封筒を市に郵送してください。返信に係る郵送料は申請者負担でお願いします。

また、受付年月日は、市に到着の日付が受付日となります。

市審査の場合



県審査の場合



この情報は、三島市ホームページで公開しています。三島市ホームページから、「新型コロナ 建築確認」、「新型コロナ 長期優良」、「新型コロナ リサイクル法」で検索してください。